

(提供書面)

事業報告

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等を背景に、企業収益の改善と雇用環境の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国をはじめとする新興国の経済減速等、外部環境による下振れリスクが高まっており、先行き不透明な消費税増税後の消費マインドの低下や円安による原材料価格の上昇など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当アパレルないし小売業界におきましては、円安による物価上昇、新規人材の確保の困難化等により、引き続き厳しい経営環境となりました。

(店舗の展開概況)

当事業年度においては、引続き効率を重視し、直営店の出店11店舗に対し、退店18店舗を行い、7店舗減少の97店舗となりました。ブランド別には以下のとおりであります。

ブランド	出店	退店	ブランド 変更	増減	期末店舗数
one after another NICE CLAUP	2	8	△1	△7	33
natural couture	4	4	1	1	11
OUTLET	1	1	0	0	19
pual ce cin	3	0	0	3	22
ouvrage classe	0	2	0	△2	5
every very nice claup	0	0	0	0	3
LIVI it	1	3	0	△2	4
合計	11	18	0	△7	97

(ブランド別売上の概況)

当事業年度におけるブランド別売上高は、以下のとおりであります。

ブランド	売上高	前事業年度比	構成比
one after another NICE CLAUP	3,181,359千円	4.7%	32.9%
natural couture	790,852	△0.7	8.2
OUTLET	2,861,033	13.1	29.6
every very niceclaup	198,149	35.3	2.0
pual ce cin	1,535,781	△5.6	15.9
ouvrage classe	444,918	11.9	4.6
LIVI it	420,741	△3.7	4.4
その他	232,964	7.9	2.4
合 計	9,665,800	4.7	100.0

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. その他は、主にロイヤリティ収入等が含まれております。

売上高につきましては、主力ブランド「one after another NICECLAUP」においてブランドイメージの強化を図ったこと等により客数が増加したこと、「OUTLET」において新規オープン店舗が好調に推移したこと等により、全体の売上高も増加いたしました。

売上総利益は、売上高の増加に伴い、増加しましたが、売上総利益率は値引き販売の増加によりプロパー消化率が下がったこと等により、前期より1.9ポイント減少いたしました。

販売費及び一般管理費は、不採算店、低採算店の退店等により店舗経費が減少いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,665百万円(前事業年度比4.7%増)、売上総利益5,203百万円(同1.1%増)、営業利益251百万円(同174.0%増)、経常利益267百万円(同190.3%増)、当期純利益232百万円(前事業年度 当期純損失20百万円)となりました。

② 設備投資等の状況

当事業年度の主な設備投資として、主に直営店の出店及び改装を実施いたしました。その結果、当事業年度の設備投資額は315百万円（敷金及び保証金含む）となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 31 期 (平成25年 1 月期)	第 32 期 (平成26年 1 月期)	第 33 期 (平成27年 1 月期)	第 34 期 (当事業年度) (平成28年 1 月期)
売 上 高 (千円)	9,568,394	9,689,474	9,232,864	9,665,800
経常利益又は経常損失 (千円)	△348,235	△344,863	92,065	267,291
当期純利益又は損失 (千円)	△749,626	△539,777	△20,669	232,645
1株当たり当期純利益又は損失	△74円05銭	△65円87銭	△2円52銭	28円39銭
総 資 産 (千円)	7,665,788	6,986,373	7,815,511	7,396,448
純 資 産 (千円)	5,785,159	5,170,824	5,116,122	4,608,456
1株当たり純資産	706円05銭	631円07銭	624円40銭	562円44銭

(注) 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社パルであり、同社は当社の全株式を保有しています。当社と親会社とは、資本業務提携を目的とした基本契約を締結し、経営情報の交換を行っております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

出店政策として、引続き、低採算店の見直しを積極的に推し進めてまいるとともに、新規出店については効率及び採算を重視して慎重に行ってまいります。また、インターネットによるオンライン販売についても拡大してまいり所存であります。

商品化政策として、昨今見られる天候不順等の外部環境の変化及びファッショントレンドの変化に、商品政策をいかに対応させていくかという課題も抱えております。

また、高感度・高粗利率の商品の供給を推進することにより、価格訴求力と収益力とを同時に追求することを目指してまいります。なお、中国生産が中心となった現在、商品企画から販売までの期間をどれだけ短縮出来るかを中長期的な課題として取り組んでまいります。中国以外の生産地の動向についても注視・検討してまいります。

人事政策としては、今後も「人」を重要な経営資源と捉え、優秀な人材確保と、「顧客満足」、「商品情報の第1次入手者」としての販売スタッフの充実を図ることを課題とし、人材採用の強化、研修制度の充実に取り組んでまいります。また、人員配置・店舗運営の効率化を推進し、経営資源の最適配置を図るよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年1月31日現在）

当企業集団は、婦人服ならびに関連雑貨、生活雑貨等の企画・販売を直営店中心に行っております。

当社及び関係会社の主な事業内容は以下のとおりであります。

[当社]

会社名	主な事業内容
株式会社 ナイスクラップ	衣料ならびに関連雑貨等の企画・販売

[関連会社]

会社名	主な事業内容
NICE CLAUPE H. K. LTD.	衣料・衣料関連雑貨の香港での販売（休眠中）
株式会社 マグスタイル	生活雑貨等の企画・販売
上海奈伊茜商貿有限公司	衣料・衣料関連雑貨の中国等での販売

(6) 主要な事業所等（平成28年1月31日現在）

当社

本 社 東京都渋谷区神宮前6丁目27番8号
直営店 97店
北海道5、東北6、北陸4、東京12、関東26、中部10、京阪神20、中国・四国7、九州沖縄7

(7) 従業員の状況（平成28年1月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
322名	32名	29.1歳	5.9年

(注) 従業員には、アルバイト141名は含めておりません。

(8) 主要な借入先（平成28年1月31日現在）

借入先	借入金残高
(株)三菱東京UFJ銀行	114,265千円
(株)みずほ銀行	148,774

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,864,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,193,625株
- (3) 当事業年度末の株主数 1名
- (4) 株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ル	8,193,625株	100.0%

(注)平成27年6月1日付の株式交換により、当社は株式会社パルの完全子会社となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
(平成28年1月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人などに対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	井上英隆	(株)パル 代表取締役会長 (株)スコッチ洋服店 代表取締役社長
代表取締役社長	小路順一	(株)パル 専務取締役 (株)マグスタイル 代表取締役社長
専務取締役	杉山敏朗	
取締役	松村迅	第一事業部長
取締役	井上隆太	(株)パル 代表取締役社長
常勤監査役	澤原道康	
監査役	小川憲久	紀尾井坂テームス法律特許事務所パートナー
監査役	飯万島宏明	内神田会計事務所所長
監査役	三原雅博	(株)パル 常勤監査役

- (注) 1. 常勤監査役澤原道康、監査役小川憲久及び飯万島宏明の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役飯万島宏明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (一)	38,996千円 (一)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	14,720千円 (14,520千円)
合計	7名	53,716千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成10年4月27日開催の株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

該当事項はありません。

② 主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
常勤監査役	澤原道康	当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、社外の立場から豊富な経験と知見に基づき発言を行っております。
監査役	小川憲久	当期開催の取締役会14回のうち10回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	飯万島宏明	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 社外役員が親会社又は親会社の子会社から支払いを受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

18,700千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務調査を委託し、対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、上記のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは解任に関する議案を、また会計監査人の独立性・信頼性や職務の執行状況等を勘案してその変更が必要であると認められるときは不再任に関する議案を、それぞれ監査役会の決定に基づき、株主総会に提出する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及び企業人・社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。

そのために、管理部担当役員をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄部門として、監査役会との連携のもと、各部署が法令・定款・内部規程に則り適正かつ円滑に職務執行されているかを代表取締役社長に報告するとともに、適切かつ有効な指導を行うこととする。

また、コンプライアンス違反などの生ずる行為などについての内部報告体制として、内部通報制度を運用する。通報者に対しては、不利益な取り扱いは一切行わない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、取締役会・役員連絡会等の議事録及び職務執行に係る文書の作成を行い、保存・管理を行うものとする。

なお、取締役・監査役は常時閲覧出来るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行上の損失の危険管理については、「稟議規程」「経理規程」をはじめとする業務関連規程に定める。

各取締役・部門長は、損失の危険の発生の予防に努めるとともに、発生した損失の危険の度合いにより、取締役会審議、稟議決裁の手続きにより対応するものとする。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

毎月1回開催する定例取締役会の他に、必要に応じ臨時取締役会を開催し重要事項に関する決定を行うものとする。

また、週1回をめぐりに常勤取締役及び部門長をはじめとする主要メンバーによる役員連絡会を開催し、職務執行状況及び計画について意見集約を行うものとする。

- ⑤ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人の業務執行は、監査役の指揮命令に従うものとする。

使用人の異動、評価等は監査役会の意見を尊重し、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

- ⑥ 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務上重要な事項については監査役に報告するものとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとし、監査役は必要に応じ、取締役及び使用人に対し、報告を求めることが出来るものとする。

監査役は、当社の業務執行の各会議に出席し、意思決定の過程、業務執行状況を把握するため、必要に応じ取締役及び使用人に対し質問等が出来るものとする。

監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上すると共に、監査役が緊急または臨時に支出した費用については事後、監査役の償還請求に応じる。

内部監査部門は、監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保するものとする。

- ⑦ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の法令等の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求に対し毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底する。

管理部を対応統括部署とし、警察等の行政機関等と連携・協力体制を構築し、情報の収集に努め反社会的勢力の関与の防止を図るものとする。

- (2) 取締役会を14回、役員連絡会を49回開催しました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率に関しては、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,803,687	流動負債	2,151,934
現金及び預金	4,703,467	支払手形	1,047,517
売掛金	584,255	買掛金	459,069
商成品	452,682	短期借入金	18,519
原材料及び貯蔵品	4,768	1年内返済予定の長期借入金	18,572
前渡金	531	未払金	240,901
前払費用	17,407	未払費用	108,752
未収入金	951	未払法人税等	9,481
その他の資産	1,146	預り金	143,940
繰延税金資産	38,476	賞与引当金	40,172
固定資産	1,592,760	返品調整引当金	290
有形固定資産	360,388	未払消費税等	40,899
建物	292,207	資産除去債務	23,681
工具、器具及び備品	67,118	その他	135
建設仮勘定	1,063	固定負債	636,058
無形固定資産	6,056	長期借入金	225,947
ソフトウェア	1,367	長期未払金	9,080
電話加入権	4,688	繰延税金負債	13,589
投資その他の資産	1,226,315	退職給付引当金	209,022
投資有価証券	50,618	資産除去債務	178,418
関係会社株式	20,000	負債合計	2,787,992
出資金	217	純資産の部	
関係会社出資金	15,273	株主資本	4,608,456
長期前払費用	11,525	資本金	100,000
敷金及び保証金	1,111,634	利益剰余金	4,508,456
会員の権	16,545	利益準備金	192,130
その他の	56,900	その他利益剰余金	4,316,326
貸倒引当金	△56,400	別途積立金	4,050,000
		繰越利益剰余金	266,326
資産合計	7,396,448	純資産合計	4,608,456
		負債及び純資産合計	7,396,448

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,665,800
売上原価		4,461,888
売上総利益		5,203,912
販売費及び一般管理費		4,952,109
営業利益		251,803
営業外収益		
受取利息	526	
有価証券利息	410	
貸倒引当金戻入額	4,000	
その他	16,994	21,930
営業外費用		
支払利息	1,726	
為替差損	117	
投資事業組合運用損	2,389	
その他	2,208	6,442
経常利益		267,291
特別損失		
固定資産除却損	7,859	
減損損	26,810	
その他	6,941	41,611
税引前当期純利益		225,680
法人税、住民税及び事業税	28,649	
法人税等調整額	△35,615	△6,965
当期純利益		232,645

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	768,520	807,750	—	192,130	4,150,000	16,729
会計方針の変更による累積的影響額						△42,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	768,520	807,750	—	192,130	4,150,000	△25,351
当 期 変 動 額						
減 資	△668,520		668,520			
資本準備金の取崩		△807,750	807,750			
剰余金の配当			△663,147			△40,968
当期純利益						232,645
自己株式の取得						
自己株式の消却			△813,122			
別途積立金の取崩					△100,000	100,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△668,520	△807,750	—	—	△100,000	291,677
当 期 末 残 高	100,000	—	—	192,130	4,050,000	266,326

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△813,117	5,122,012	△5,890	5,116,122
会計方針の変更による累積的影響額		△42,081		△42,081
会計方針の変更を反映した当期首残高	△813,117	5,079,931	△5,890	5,174,041
当 期 変 動 額				
減 資		—		—
資本準備金の取崩		—		—
剰余金の配当		△704,115		△704,115
当期純利益		232,645		232,645
自己株式の取得	△4	△4		△4
自己株式の消却	813,122	—		—
別途積立金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,890	5,890
当期変動額合計	813,117	△471,474	5,890	△465,584
当 期 末 残 高	—	4,608,456	—	4,608,456

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの
投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資については、当該投資事業有限責任組合及びこれに類する組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～42年
工具、器具及び備品	6年
 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) 長期前払費用
定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき金額を計上しております。

返品調整引当金

売上済み商品の返品の損失に備えるため、決算の直近2ヶ月間の卸売上金額に対し、直近2事業年度の返品率及び当事業年度の売買利益率を乗じた金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生した翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が42,081千円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ3,107千円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	6,064千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,324千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	859,592千円
3. 保証債務	
関係会社の仕入債務等に対する債務保証	1,276千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	28,835千円
仕入高	49,138千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 8,193,625株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,640,365	10	△2,640,375	0

(注)1. 株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 株式数の減少△2,640,375株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

① 平成27年4月23日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	40,968千円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成27年1月31日
効力発生日	平成27年4月24日

② 平成27年11月25日臨時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	663,147千円
1株当たり配当額	80円93銭
効力発生日	平成28年1月15日

なお、配当原資は、その他資本剰余金であります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

	千円
商品評価損	46,235
賞与引当金	14,204
役員退職慰労引当金	3,210
退職給付引当金	73,910
資産除去債務	71,462
有価証券評価損	3,040
繰越欠損金	351,134
その他	51,919
繰延税金資産小計	615,119
評価性引当額	△573,552
繰延税金資産合計	41,566
(繰延税金負債)	
未収事業税	3,089
資産除去債務に対応する除去費用	13,589
繰延税金負債合計	16,679

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要資金については概ね自己資金を充てておりますが、一部銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じ取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、投資事業組合への出資金であり、投資先の事業リスク及び為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、投資事業組合について定期的に財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店による賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結に際し差入先の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される状況になった際は、速やかに回収を図ることに努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

借入金は、全て銀行からの借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場金利の動向に注視し銀行との交渉にあっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,703,467	4,703,467	—
(2) 売掛金	584,255	584,255	—
(3) 敷金及び保証金	1,111,634	1,105,811	△5,823
資産計	6,399,357	6,393,533	△5,823
(1) 支払手形	1,047,517	1,047,517	—
(2) 買掛金	459,069	459,069	—
(3) 未払金	240,901	240,901	—
(4) 預り金	143,940	143,940	—
(5) 長期借入金(※)	244,519	244,519	—
負債計	2,135,949	2,135,949	—

(※)1年以内返済予定の長期借入金は(5)長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定額を回収見積り期間に対応する安全債券の利率で割引いて算出する方法によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)未払金、(4)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	562円44銭
2. 1株当たり当期純利益	28円39銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年3月17日

株式会社ナイスクラップ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 余 野 憲 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナイスクラップの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月18日

株式会社ナイスクラブ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 澤 原 道 康 ㊟

社外監査役 小 川 憲 久 ㊟

社外監査役 飯万島 明 ㊟

監 査 役 三 原 雅 博 ㊟

以 上